

申請や届出に当たっての一般的な注意

まず保健所に相談を

温泉をゆう出させるための井戸（源泉）を掘ったり、源泉にポンプ等を取り付けたり、多くの人の浴用等に利用する場合には、温泉法に基づく許可が必要なほか、他の法律の規制を解除しなければならない場合があります、事務手続きが複雑になることがあります。

温泉を利用する事業の計画がある場合は、早めに最寄りの保健所（支所）に相談してください。

掘削できないところもあります

北海道では、温泉資源の保護のため「北海道温泉保護対策要綱」を策定し、温泉の衰退現象が著しい地域を保護地域又は準保護地域に指定し、掘削や源泉へのポンプの設置などを規制していますので、計画の前に必ず最寄りの保健所（支所）に相談してください。

書類は定められた様式で

温泉の掘削などの許可申請では、様々な観点から申請内容を検討し、許可・不許可の決定を行っています。

そのため、申請書類は定められた様式とし、必要事項を記載して提出してください。

また、申請の内容によっては、必要とされている添付書類以外の資料を求める場合もありますので、保健所（支所）にご確認ください。

利用量は必要最小限に

温泉は限りある天然資源であり、過剰な揚湯などによっては、枯渇してしまう可能性もあります。

貴重な温泉資源をできるだけ長く有効に利用するために、温泉施設を設置するときには、配管に保温効果の高いものを用いたり、貯湯槽を設けたりするなど、利用量が必要最小限になるように設計してください。

現地調査への立ち会いをお願いします

申請や届出があったときには、保健所の温泉監視員が現地調査を行いますので、その際は、必ず現地で立ち会い、温泉監視員の質問などに対して説明していただけますようお願いします。